～家族で「選挙」のことについて話してみませんか？～

NO.3 選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
第3回目の今回は、選挙人名簿についてお伝えします

選挙人名簿

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、笛吹市選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。

この名簿を選挙人名簿といいます。

次の２つの条件を満たして、初めて名簿に登録されます。

①笛吹市に住所がある満18歳以上の日本国民

②笛吹市に住民票が作られた日から、引き続き3カ月以上住んでいる

有権者のみんな、
注目！

名簿登録は年4回（3・6・9・12月）。このほかに選挙が行われるときにも登録されるよ。いったん登録されると抹消されない限り永久に有効だよ。

笛吹市選挙管理委員会　笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先　笛吹市選挙管理委員会事務局　☎ 055（262）4111